

岩手県医療局管理規程第12号

医療局医師奨学資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3月31日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局医師奨学資金貸付規程の一部を改正する規程

医療局医師奨学資金貸付規程（昭和40年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還等の免除等)</p> <p>第9条 条例第9条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の免除又は条例第10条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による奨学資金返還免除（猶予）申請書を、現に県立病院等に在職している者にあつては、所属長を経由して局長に提出しなければならない。</p> <p>(返還等の免除等の決定)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>(返還等の免除等)</p> <p>第9条 条例第9条第1項の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の免除又は条例第10条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による奨学資金返還免除（猶予）申請書を、現に県立病院等に在職している者にあつては、所属長を経由して局長に提出しなければならない。</p> <p>(返還等の免除等の決定)</p> <p>第10条 [略]</p> <p><u>(返還等の免除に係る在職期間の特例)</u></p> <p>第10条の2 <u>条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第1号に規定する局長の定める期間は、条例第2条の規定による奨学資金の貸付けを受けた期間に、当該奨学資金の貸付けを受けた額を第5条第1項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額で除して得た数を乗じて得た期間（1月未満の端数を生じたときは、これを1月とする。）とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。